

特記仕様書

1. 貸付契約等の条件

(1) 貸付契約の内容

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付契約とする。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和6年12月1日から令和9年11月30日までの3年間とする。

(3) 費用負担

①売上手数料（消費税含む）

設置業者が提示する手数料割合に売上を乗じた額をもって売上手数料とする。

(ア) 売上金額等は毎月清算し、市へ報告すること。

(イ) 別途発行する納入通知書により毎月、請求した日から1カ月以内に納入すること。

②貸付料（消費税別）

市が設定する貸付料を年度毎に一括して納入するものとする。なお、令和6年度は令和6年12月から令和7年3月までの4月で、5,200円（消費税別）となる。

貸付料は、当初の年度分は貸付期間の開始から起算して30日以内に、次年度の貸付料については、当該年度の4月30日までに、市が発行する納入通知書により納入すること。

なお、自動証明写真機の設置時期に関わらず、貸付期間である令和6年12月1日から貸付料が発生する。

③電気料金

自動証明写真機設置に係る電気料金については設置業者の負担とし、市が発行する納入通知書により請求した日から1カ月以内に納入しなければならない。

使用した電気料金については、当該自動証明写真機用の積算電力計（子メーター）を、設置業者の負担により設置し、次の算定方式により算定する。

$\text{※ 電気料金} = \text{電気料金単価} \times \text{子メーターの消費電力量}$

なお、電気料金の請求は市が子メーターを確認の上、毎月行う。

④その他必要経費等

自動証明写真機の設置、撤去等及び維持管理に必要とする経費は、設置業者の負担とする。

⑤遅延損害金

納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を延滞金として加算する。

2. 設置業者の自己都合による契約解除及び違約金

設置業者は、契約期間中に自己都合により、契約を解除する場合には、違約金として売上手数料相当額（当該年度分における確定した売上手数料額の平均月額（1円未満切り捨て））の3カ月分を支払うこと。

なお、この場合、次回の入札参加資格がないものとする。

3. 貸付上の制限等

- (1) 貸付物件を自動証明写真機設置業務以外の用途に供しないこと。
- (2) 自動証明写真機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 販売価格は、市場価格に準じ、適正な価格を設定すること。
- (4) 自動証明写真機の売上額及び売上数について、月ごとに集計を行い、翌月の10日までに自動証明写真機売上報告書（様式7）により報告すること。
- (5) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、自動証明写真機に係る盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わないこととする。また、自動証明写真機の毀損、汚損又は紛失したときは、設置業者が速やかに復旧し、このことに係る全ての経費を負担すること。
- (6) 故障等があった場合の連絡先を提出すること。

4. 設置・撤去等の条件

- (1) 市が指示した箇所から電源を取り、ケーブルカバー・モールを適切に使用するなど安全及び美観に十分配慮して配線すること（特に、歩行者のつまずき事故を最大限回避できるように引き回すこと。）。
- (2) 自動証明写真機の電気の使用量を計る子メーターを設置すること。
- (3) 自動証明写真機の設置にあたっては日本工業規格（JIS規格）に準拠した転倒防止措置等の安全対策を講じるとともに耐震対策を施すこと。その際できる限り庁舎の躯体に負担がかからないよう配慮すること。ただし、庁舎の躯体に負担をかける場合は、市と協議し、承諾を受けること。
- (4) 自動証明写真機の設置、更新及びこれに付帯する電気通信設備・耐震対策の施工並びに貸付物件返還時におけるこれらの撤去・原状回復は、設置業者の負担で実施すること。なお、施工にあたっては、市と協議を行い、施工後に市の確認を受けること。また、市の確認の際、施設管理上支障があると認められる場合は、速やかに是正すること。
- (5) 貸付物件のある施設の事務室の配置変更、施設の建替え、施設の管理形態変更等

やむを得ない理由により、貸付期間中に自動証明写真機の移設又は撤去を市が指示した場合は、速やかに指示に従うこと。なお、それらは設置業者の負担で実施すること。

- (6) 市は、施設の利用上、機器の移設や撤去が必要になった場合は、設置場所の変更又は契約解除を求めることができ、設置業者は自己の負担により、求めに応じるものとする。この場合において、設置業者は、設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないものとする。
- (7) 貸付期間が満了したときは速やかに原状回復をすること。